

令和元年6月28日

保護者 様

福岡市立東光中学校

校長 高木 徹

### 体操服着用による登下校等の許可について

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のことと存じます。

さて、最近安定しない気温や湿度の日が続いています。集中して学校生活を送れるよう下記の要領で、体操服着用による登下校や学校生活を許可したいと思いますのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 許可する期間 令和元年7月1日（月）から中間服移行期間が始まるまで
  - ※ 儀式的行事で全員標準服を着用する場合は、事前に連絡をします。
  
- 2 許可する内容
  - ※ 体操服を着用しての登下校（防犯のため、上にジャージを着用）
  - ※ 学校生活全般での体操服着用（校内ではジャージを着用しない。授業中、空調により寒いときは、教室内でのジャージ着用可）
  
- 3 その他
  - ※ 学校で着替える場合、学年職員に相談をしてください。（更衣場所準備のため）